

# 「非常勤講師」の「報酬」について

## Q. そもそも「非常勤講師」ってどんな職??

**たむら〜** →地公法第3条第3項第3号により定められた「特別職の非常勤職員」のこと。つまり、臨時的任用などの「常勤講師」とは全く別の雇用形態なんです。(しおりP.8参照)

## Q. どのようなことが「常勤講師」と違うの??

**た** →「非常勤講師」は一つの“授業”に対して雇用されている。だから、校務分掌は持てないし、休暇や給与(非常勤の場合は「報酬」と言うよ)などの待遇面も常勤講師とは異なっています。

## Q. 授業に対しての雇用ってことは、授業がない日には収入が無くなるってこと??

**た** →長期休業で授業が無ければその月は報酬がもらえないこともある。でも、常勤講師と違い、副業(アルバイト等)は禁止されていません。(講再部のアンケートからは、授業変更があるためにアルバイトをできないという人も多く、他の家人の収入や実家の援助を受けている人が多いことも分かっています…。)

## Q. 報酬がもらえるものは授業に対してだけなの…?

**た** →そんなことはありません。「**学校長が必要と認めたもの**」で「**担当する授業に関するもの**」であれば報酬の支給対象となることが大原則です。(対象となる具体例は以下の通り)これらは必ず認められる業務なのであらかじめ管理職の先生に確認しておくことスムーズに手続きできます。

### <報酬の支給対象として確認されている業務の例>

- ・ 学校長が**必要と認めた業務**
- ・ 受け持った「**授業**」(その教科の教員免許状の所有が必須)
- ・ その「授業」に付随する**補充的授業**(芸術などの実技科目でも、補習を行えばこれに含まれる)
- ・ 「**テスト監督**」など(自分が作成した**テスト問題の見回り**、免許を持っている科目の**テスト監督**)
- ・ 受け持った授業に関する「**評価・単位認定のための会議**」(**教科での会議もこれに含まれる**。受け持ちが自分だけならばもちろん必要な会議は全て含まれる)
- ・ 家庭科の調理実習に限り、1時間の授業に対して**1時間の「準備時間」**(ただし、家庭科の実習教員がいる学校では対象にならない。)
- ・ **職員会議**(年度当初など、学校運営に関する基本方針などを学校長が職員に伝達する会議。)

**た** →上記の通り、「**学校長が必要と認める業務**」が対象となるので学校によって異なります。しかも、報酬に対する県の予算は、1単位時間(50分)に対し、学習指導要領の標準時間を上回る37週分(上限)が予算措置されていて、**授業時間以外の分もちゃんと予算が用意されています**。

自分が担当する授業に対して必要な業務が出てきたら、**まずは分会長や教科の他の先生などに相談して、職場全体の理解を得ながら、報酬の支給対象になるのかを管理職の先生に掛け合ってみましょう**。

(注:「物知り博士たむら〜」は架空の人物です。)

◎講再部では「知恵の和」学習会などの集会を開催中。チラシや高教組HPを見てぜひ参加してみてください。また、お困りのことがあればお気軽に分会の役員や本部までご連絡ください。